

○古河市立博物館の設置及び管理等に関する条例

平成17年 9 月12日

条例第152号

(設置)

第1条 本市に係る人間の生活及び文化に関する考古、歴史、美術及び民俗等の資料、文学に関する書籍及び視聴覚資料並びに文学者の関係資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第3条第2号において同じ。）を含む。以下「資料」という。）を収集し、保管し、及び展示して、市民の教育及び文化の振興に寄与するため、古河市立博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
古河歴史博物館	古河市中心三丁目10番56号
鷹見泉石記念館	古河市中心三丁目11番2号
奥原晴湖画室	古河市中心三丁目11番2号
三和資料館	古河市仁連2042番地1
篆刻美術館	古河市中心二丁目4番18号
古河街角美術館	古河市中心二丁目6番60号
古河文学館	古河市中心三丁目10番21号
永井路子旧宅	古河市中心二丁目6番52号

(事業)

第3条 博物館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 実物、模型、文献等の資料の収集、保管、展示等を行うこと。

- (2) 資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- (3) 資料に関する専門的及び技術的調査を行うこと。
- (4) 資料の保管、展示等に関する技術的研究を行うこと。
- (5) 資料に関する案内書、解説書、調査研究の報告書等を作成し、頒布すること。
- (6) 資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (7) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
- (8) 学校、図書館、公民館等と協力し、その活動を援助すること。
- (9) 資料の利用に関し、必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (10) 博物館活動等に伴う集会及び展示のために施設を提供すること。
- (11) その他古河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認める事業

（職員）

第4条 博物館に、館長、学芸員その他必要な職員を置く。

- 2 前項に規定する職員のほか、教育委員会が必要と認めるときは、博物館の企画及び運営並びに学術的な助言を得るため、顧問を置くことができる。

（入館料）

第5条 博物館の入館料は、別表第1に定めるところによる。ただし、期間を定めて特別な資料を展示する場合の入館料は、教育委員会が別に定めることができる。

- 2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定に基づく入館料を減額し、又は免除することができる。

（入館の禁止等）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 博物館の建物、器具類又は資料を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他博物館の管理上支障があるとき。

(利用の申請)

第7条 第3条第10号に定める集会及び展示のために博物館の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の不許可等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館の利用を許可しない。

(1) 秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。

(2) 建物及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他教育委員会が博物館の利用を不相当と認めるとき。

2 教育委員会は、既に利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に前項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用の取消し又は停止若しくは変更をすることができる。

3 前項の規定による許可の取消し又は停止若しくは変更により、利用者が損害を被ることがあっても、教育委員会は、その責めを負わないものとする。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、博物館の利用を終えたとき、又は利用を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちにその場所を清掃し、施設等を原状に復しなければならない。

(損害賠償の義務等)

第10条 利用者又は入館者が故意又は過失により資料、備品、施設等を損傷、滅失又は汚損したときは、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者又は入館者は、故意又は過失によって生じた全ての事故につき、その責任を負うものとする。

(使用料)

第 1 1 条 利用者が博物館を利用する場合の使用料は、別表第 2 に定めるところによる。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の規定に基づく使用料を減額又は免除することができる。

(入館料及び使用料の返還)

第 1 2 条 納付された入館料及び使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、入館料及び使用料の全部又は一部を返還することができる。

(博物館運営協議会)

第 1 3 条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条の規定に基づき、博物館の運営について意見を聴くため、博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育委員会は、委員が第 3 項の規定に該当しなくなった場合その他特別な事情が生じた場合は、その任期中であっても、解任することができる。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年 9 月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の古河市立博物館の設置及び管理等に関する条例（平成 2 年古河市条例第 7 号）の規定によりなされた

処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（古河市立三和資料館の設置及び管理に関する条例の廃止）

- 2 古河市立三和資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第168号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行日の前日までに、この条例による改正前の古河市立博物館の設置及び管理等に関する条例（以下「改正前条例」という。）及び前項の規定による廃止前の古河市立三和資料館の設置及び管理に関する条例（以下「廃止条例」という。）の規定（廃止条例第13条の規定を除く。）によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の古河市立博物館の設置及び管理等に関する条例（以下「改正後条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 廃止条例第13条第2項の規定により協議会の委員として任命された者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成21年条例第38号）

この条例は、平成22年2月24日から施行する。

附 則（平成24年条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の古河市立博物館の設置及び管理等に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条第1項関係）

名称	区分	入館料（1人につき1回の額）	
		個人	団体
古河歴史博物館	児童及び生徒	100円	
	一般	400円	300円
鷹見泉石記念館	児童及び生徒	無料	無料
	一般	無料	無料
奥原晴湖画室	児童及び生徒	無料	無料
	一般	無料	無料
篆刻美術館	児童及び生徒	50円	
	一般	200円	150円
古河街角美術館	児童及び生徒	無料	無料
	一般	無料	無料
古河文学館	児童及び生徒	50円	
	一般	200円	150円
永井路子旧宅	児童及び生徒	無料	無料

	一般	無料	無料
3 館 共 通	一般	600円	

備考

- 1 児童及び生徒とは、小学校、中学校及び高等学校に在学する者をいう。
- 2 一般とは、児童及び生徒以外の者をいう。ただし、小学校就学前の者を除く。
- 3 団体とは、20人以上の場合をいう。
- 4 3 館 共 通 と は、古河歴史博物館、篆刻美術館及び古河文学館の共通入館料をいう。

別表第 2（第11条第 1 項関係）

利用する施設		時間	使用料	
鷹見泉石 記念館	和室	午前 9 時から正午まで	4,070円	
		午後 1 時から午後 5 時まで	6,110円	
		午後 5 時以後	1 時間当たり 2,030円	
奥原晴湖 画室	和室	午前 9 時から正午まで	4,070円	
		午後 1 時から午後 5 時まで	6,110円	
		午後 5 時以後	1 時間当たり 2,030円	
三和資料 館	展示室	午前10時から午後 6 時まで	入場料を徴収しない場合	1,060円
			入場料を徴収する場合	10,690円
古河街角 美術館	展示室 3	午前 9 時から正午まで	2,030円	

		午後 1 時から午後 5 時まで	3,050円
		午後 5 時以後	1 時間当たり 1,010円
	展示室 4	午前 9 時から正午まで	2,030円
		午後 1 時から午後 5 時まで	3,050円
		午後 5 時以後	1 時間当たり 1,010円
古河文学館	サロン	午後 6 時から午後 9 時まで	8,140円
	講座室	午前 9 時から正午まで	1,010円
		午後 1 時から午後 5 時まで	1,520円
		午後 6 時から午後 9 時まで	1,520円

備考

- 1 利用する時間がその区分の全時間に満たない場合であってもその区分の使用料を徴収する。
- 2 鷹見泉石記念館若しくは奥原晴湖画室の和室又は古河街角美術館の展示室 3 若しくは展示室 4 を午後 5 時以後に利用する場合において、利用する時間に 1 時間未満の時間があるときは、当該 1 時間未満の時間についても 1 時間として使用料を徴収する。